

件 名	小中学校敷地内での喫煙について
受付日	令和8年7月9日
ご意見・ご提案 の概要	学校敷地内に喫煙可能な場所があることを知った。 令和2年に健康増進法が改正されてから既に6年が経過しているが、タバコを吸えない未成年者が大多数を占める小中学校敷地内での喫煙について、県は市町村に対し、どのような指導をしているのか。
県の考え方	県では、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙の防止に必要な環境整備を図るため、毎年度「市町村有施設の受動喫煙対策状況調査」を実施しています。 調査に当たっては、市町村に対し、小中学校等の第一種施設は原則として敷地内禁煙であり、特定屋外喫煙場所の設置については、県として推奨していないことを周知しています。 また、今回ご意見のあった学校敷地内の特定屋外喫煙場所については、従前から、所轄保健所において対応を進めており、本年7月末をもって撤去されたことを確認しています。 今後も、望まない受動喫煙の防止を図るため、適切な対応に努めてまいります。
担当課	健康福祉部 健康推進課